

サイバーリスク特別約款

用語の定義

この特別約款において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
被保険者	次の者をいいます。 ア．記名被保険者 イ．記名被保険者の役員または使用人。ただし、記名被保険者の業務に関する場合に限りします。
記名被保険者	保険証券の「記名被保険者」欄に記載の者をいいます。
ＩＴユーザー行為	記名被保険者の業務における次の行為をいいます。 ア．コンピュータシステムの所有、使用または管理。ただし、他人のためのコンピュータシステムの所有、使用または管理を除きます。 イ．アのコンピュータシステムを使用して行うプログラムまたはデータの提供（記名被保険者が所有、使用または管理するコンピュータシステムで直接処理を行った記録媒体によって提供された場合を含みます。）。ただし、プログラムまたはデータ自体を記名被保険者の商品・サービスとして他人に提供する場合を除きます。
コンピュータシステム	情報の処理または通信を主たる目的とするコンピュータ等の情報処理機器・設備およびこれらと通信を行う制御、監視、測定等の機器・設備が回線を通じて接続されたものをいい、通信用回線、端末装置等の周辺機器、ソフトウェアおよび磁氣的または光学的に記録されたデータならびにクラウド上で運用されるものを含みます。
他人のためのコンピュータシステム	記名被保険者が他人のために開発、販売または提供するコンピュータシステムをいいます。ただし、記名被保険者の広告もしくは宣伝またはその商品・サービスの販売もしくは利用促進のみを目的として他人に提供するアプリケーション、ウェブサイト等であって、そのすべてを無償で利用させるものを除きます。
情報の漏えい	電子データまたは記録媒体に記録された非電子データとして保有される次のいずれかの情報の漏えいをいいます。 ア．個人情報 イ．法人情報 ウ．アまたはイ以外の公表されていない情報（記名被保険者に関する

	情報を除きます。以下同様とします。)
個人情報	記名被保険者以外の個人に関する情報であって、次のいずれかに該当するものをいいます。 ア. その情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画もしくは電磁的記録に記載され、もしくは記録され、または音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項をいいます。ただし、個人識別符号を除きます。）により特定の個人を識別することができるもの。なお、次のものを含みます。 （ア）氏名のみ情報 （イ）他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができる情報 イ. 個人識別符号が含まれるもの
個人識別符号	次のものをいいます。 ア. マイナンバー イ. 運転免許証番号 ウ. 旅券番号 エ. 基礎年金番号 オ. 保険証番号 カ. アからオまでに規定するもののほか、個人情報の保護に関する法律に規定する個人識別符号
法人情報	記名被保険者以外の実在する法人に関する情報で、その法人が公表していない内部情報をいいます。
漏えい	次の事象をいいます。ただし、保険契約者または記名被保険者もしくはその役員が意図的に情報を第三者に知らせる行為を除きます。 ア. 個人情報被害者以外の第三者に知られたこと（知られたと判断できる合理的な理由がある場合を含みます。以下同様とします。）。 イ. 法人情報が被害法人以外の第三者に知られたこと。 ウ. 個人情報または法人情報以外の公表されていない情報が、第三者（その情報によって識別される者がいる場合は、その者を除きます。）に知られたこと。
第三者	次のアからエまでのいずれにも該当しない者をいいます。 ア. 保険契約者 イ. 被保険者 ウ. アまたはイの者によって個人情報の使用または管理を認められた事業者 エ. アまたはウの者の使用人

被害者	漏えいした個人情報によって識別される個人をいいます。
被害法人	漏えいした法人情報によって識別される法人をいいます。
著作権	著作権法またはこれに類する外国の法令によって定められる権利をいいます。
意匠権	意匠法またはこれに類する外国の法令によって定められる権利をいいます。
商標権	商標法またはこれに類する外国の法令によって定められる権利をいいます。
人格権	次のいずれかに該当するものをいいます。 ア. 自由、プライバシー、名誉または信用 イ. 氏名権（自己の氏名を他人に冒用されない、または正確に呼称される権利もしくは利益をいいます。） ウ. 肖像権（自己の肖像を無断で他人に撮影され、使用され、または公表されない権利または利益をいいます。） エ. パブリシティ権（経済的利益または価値を有する自己の氏名、名称または肖像を無断で他人に使用されない権利または利益をいいます。）
請求	被保険者に対する損害賠償請求をいいます。
回収等の措置	被保険者の占有を離れた財物または被保険者の業務の結果についての回収、点検、修理、交換その他の措置をいいます。
セキュリティ事故等	セキュリティ事故および風評被害事故をいいます。
セキュリティ事故	次のものをいいます。ただし、ウは、緊急対応費用およびサイバー攻撃対応費用についてのみセキュリティ事故に含まれるものとします。 ア. 第1条（保険金を支払う場合—賠償責任担保）（1）に規定する事由 イ. 記名被保険者が使用または管理するコンピュータシステム（他人のためのコンピュータシステムを除きます。）に対するサイバー攻撃 ウ. イのおそれ
風評被害事故	セキュリティ事故に関する他人のインターネット上での投稿・書込みにより、記名被保険者の業務が妨害されることまたはそのおそれをいいます（セキュリティ事故が発生しているかどうかを問いません。）。
サイバー攻撃	コンピュータシステムへのアクセスまたはその処理、使用もしくは操作に関して行われる、正当な使用権限を有さない者による不正な行為または犯罪行為（正当な使用権限を有する者が、有さない者に加担し

	て行った行為を含みます。)をいい、次の行為を含みます。 ア. コンピュータシステムへの不正アクセス イ. コンピュータシステムの機能の停止、阻害、破壊または誤作動を意図的に引き起こす行為 ウ. マルウェア等の不正なプログラムまたはソフトウェアの送付またはインストール（他の者にソフトウェアをインストールさせる行為を含みます。） エ. コンピュータシステムで管理される磁氣的または光学的に記録されたデータの改ざん、またはそのデータを不正に入手する行為
サイバーセキュリティ事故 対応費用	次の費用のうち、その額および用途が社会通念上妥当であるものをいいます。 ア. 緊急対応費用 イ. サイバー攻撃対応費用 ウ. 原因・被害範囲調査費用 エ. 相談費用 オ. コンピュータシステム復旧費用 カ. その他事故対応費用 キ. 再発防止費用 ク. 訴訟対応費用 なお、サイバーセキュリティ事故対応費用には、次のものを含まません。 ① 被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害（クの費用を除きます。） ② この保険契約と同種の損害保険契約の保険料 ③ 金利その他資金調達に関する費用 ④ 記名被保険者の役員に対する報酬または給与 ⑤ コンピュータシステムを構成する機器・設備について修理、回収、代替、点検、交換または改善を行うための費用（オおよびキの費用を除きます。また、被保険者が支出したかまたは法律上の損害賠償金として負担したかどうかを問いません。）
緊急対応費用	セキュリティ事故の定義中のウに規定するサイバー攻撃のおそれの発生時に、損害の発生または拡大の防止のために支出した必要かつ有益な次の費用をいいます。ただし、サイバー攻撃が疑われる突発的な事象が発見されており、かつ、その事象に基づき対応したにもかかわらず、結果としてサイバー攻撃が生じていなかった場合にその対応に要した費用に限ります。

	ア. コンピュータシステムの遮断対応を外部委託するための費用。ただし、サイバー攻撃対応費用に該当するものを除きます。 イ. サイバー攻撃の有無を判断するために外部機関へ調査を依頼する費用。ただし、サイバー攻撃対応費用に該当するものを除きます。 ウ. サイバー攻撃のおそれの原因もしくは被害範囲の調査または証拠保全にかかる費用 エ. サイバー攻撃のおそれに対応するために直接必要な次の費用 (ア) 弁護士報酬（保険契約者もしくは被保険者に雇用され、またはこれらの者から定期的に報酬が支払われている弁護士に対して定期的に支払う報酬を除きます。） (イ) コンサルティング費用。ただし、セキュリティ事故の再発防止に関するコンサルティング費用を除きます。
サイバー攻撃 対応費用	セキュリティ事故に対応するための次の費用をいいます。ただし、サイバー攻撃のおそれに基づき対応したにもかかわらず、結果としてサイバー攻撃が生じていなかった場合は、そのサイバー攻撃のおそれが外部通報によって発見されていたときに支出する費用に限りです。 ア. コンピュータシステム遮断費用 サイバー攻撃またはそのおそれが発見されたことにより、コンピュータシステムの遮断対応を外部委託した場合に支出する費用 イ. サイバー攻撃の有無確認費用 サイバー攻撃のおそれが発見されたことにより、サイバー攻撃の有無を判断するために支出する費用。ただし、上記ただし書きに該当する場合は、外部機関へ調査を依頼する費用に限りです。
原因・被害範囲 調査費用	セキュリティ事故の原因もしくは被害範囲の調査または証拠保全のために支出する費用をいいます。
相談費用	セキュリティ事故等に対応するために直接必要な次の費用をいいます。ただし、当会社の書面による同意を得て支出するものに限りです。 ア. 弁護士費用 弁護士報酬をいい、個人情報の漏えいまたはそのおそれについて個人情報保護委員会またはその他の行政機関に報告することを目的とするものを含みます。ただし、次の費用を除きます。 (ア) 保険契約者もしくは被保険者に雇用され、またはこれらの者から定期的に報酬が支払われている弁護士に対して定期的に支払う報酬 (イ) 刑事事件（刑事訴訟法に基づく科刑等を決定するための手続きに関する事件をいいます。以下同様とします。）に関する委任

	にかかる費用 (ウ)「その他事故対応費用」コに規定する費用 イ. コンサルティング費用 セキュリティ事故等発生時の対策または再発防止策に関するコンサルティング費用（個人情報の漏えいまたはそのおそれについて個人情報保護委員会またはその他の行政機関に報告することを目的とするものを含みます。） ウ. 風評被害拡大防止費用 風評被害事故の拡大を防止するための費用（アおよびイの費用を除きます。）
コンピュータシステム復旧費用	次の費用をいいます。ただし、当会社の書面による同意を得て支出するものに限りま。なお、セキュリティ事故を発生させた不正行為者に対して支払う金銭等を含みません。 ア. データ等復旧費用 セキュリティ事故により消失、破壊、改ざん等の損害を受けた、記名被保険者が使用または管理するデータ、ソフトウェア、プログラムまたはウェブサイトの復元、修復、再製作または再取得にかかる費用 イ. コンピュータシステム損傷時対応費用 セキュリティ事故により記名被保険者が管理するコンピュータシステムの損傷（機能停止等の使用不能を含みます。以下同様とします。）が発生した場合に要した次の費用 (ア) コンピュータシステムのうち、サーバ、コンピュータおよび端末装置等の周辺機器（移動電話等の携帯式通信機器、ノート型パソコン等の携帯式電子事務機器およびこれらの付属品を除きます。）ならびにこれらと同一の敷地内に所在する通信用回線および配線にかかる修理費用または再稼働するための点検・調整費用もしくは試運転費用 (イ) 損傷したコンピュータシステムの代替として一時的に使用する代替物の賃借費用（敷金その他賃貸借契約終了時に返還されるべき一時金および復旧期間を超える期間に対応する費用を除きます。）ならびに代替として一時的に使用する仮設物の設置費用（付随する土地の賃借費用を含みます。）および撤去費用
その他事故対応費用	次の費用をいいます。ただし、サイバーセキュリティ事故対応費用のうち、その定義中のカ以外の費用に該当するものを除きます。また、次のカ、クおよびケ（エ）については、当会社の書面による同意を得

	て支出するものに限ります。 ア. 人件費 セキュリティ事故に対応するために直接必要な記名被保険者の使用人の超過勤務手当または臨時雇用費用 イ. 交通費・宿泊費 セキュリティ事故に対応するために直接必要な記名被保険者の役員・使用人の交通費または宿泊費 ウ. 通信費・コールセンター委託費用等 セキュリティ事故に対応するために直接必要な通信費もしくは詫び状の作成費用または通信業務をコールセンター会社に委託する費用。ただし、エに規定するものを除きます。 エ. 個人情報漏えい通知費用 個人情報の漏えいまたはそのおそれが生じた場合において、被害者に対しその被害の発生状況等を通知するために直接必要な費用または被害者に対する通知書もしくは詫び状の作成に直接必要な費用 オ. 社告費用 新聞・テレビ等のマスメディアを通じてセキュリティ事故に関する説明または謝罪を行うために支出する費用（説明または謝罪を行うためのコンサルティング費用を含みます。）。ただし、社告費用以外のその他事故対応費用に該当するものを除きます。 カ. 個人情報漏えい見舞費用 公表等の措置により個人情報の漏えいまたはそのおそれの事実が客観的に明らかになった場合に、その被害者に対する謝罪のために支出する次の費用 （ア）見舞金 （イ）金券（保険契約者または被保険者が販売・提供する商品またはサービスに関するものを除きます。）の購入費用 （ウ）見舞品の購入費用（保険契約者または被保険者が製造または販売する製品については、その製造原価相当額に限ります。） キ. 法人見舞費用 セキュリティ事故の被害にあった法人に対する謝罪のために支出する見舞品の購入費用（保険契約者または被保険者が製造または販売する製品については、その製造原価相当額に限ります。）。ただし、情報の漏えいまたはそのおそれの被害にあった法人に対して支出する費用については、公表等の措置によりその情報の漏えいまたはそのおそれの事実が客観的に明らかになった場合に支出するものに限
--	---

	ります。 ク、クレジット情報モニタリング費用 セキュリティ事故によりクレジットカード番号等がそのクレジットカードの所有者以外の者に知られた場合に、その不正使用を監視するために支出するモニタリング費用 ケ、公的調査対応費用 セキュリティ事故に起因して記名被保険者に対する公的調査が開始された場合に、被保険者がその公的調査に対応するために要した次のいずれかに該当する費用 (ア) 弁護士報酬（保険契約者もしくは被保険者に雇用され、またはこれらの者から定期的に報酬が支払われている弁護士に対して定期的に支払う報酬および、刑事事件に関する委任にかかる費用を除きます。） (イ) 通信費 (ウ) 記名被保険者の役員・使用人の交通費または宿泊費 (エ) コンサルティング費用 コ、損害賠償請求費用 記名被保険者が他人に対してセキュリティ事故に関する損害賠償請求を行うための争訟費用
再発防止費用	同種のセキュリティ事故（第1条（1）③に規定する事由によるものを除きます。）による損害の再発防止のために支出する必要かつ有益な費用のうち、当会社の書面による同意を得て支出するものをいい、セキュリティ事故の再発防止を目的とした外部機関による認証取得にかかる費用、および再発防止策の結果または実施状況に関する報告書の作成費用を含みます。ただし、次の費用を除きます。 ア、原因・被害範囲調査費用、相談費用およびコンピュータシステム復旧費用 イ、セキュリティ事故の発生の有無にかかわらず被保険者が支出する費用
訴訟対応費用	次の費用のうち、この保険契約において保険金支払の対象となる事由に起因して被保険者に対して提起された損害賠償請求訴訟に対応するために直接必要なものをいいます。 ア、記名被保険者の使用人の超過勤務手当または臨時雇用費用 イ、記名被保険者の役員・使用人の交通費または宿泊費 ウ、増設コピー機のリース費用 エ、記名被保険者が自らまたは外部の実験機関に委託して行う事故の

	再現実験費用 オ．意見書・鑑定書の作成費用 カ．相手方当事者または裁判所に提出する文書の作成費用
外部通報	次のいずれかをいいます。 ア．公的機関（サイバー攻撃の被害の届出、インシデント情報の受付等を行っている独立行政法人または一般社団法人を含みます。以下同様とします。）からの通報 イ．記名被保険者が使用または管理するコンピュータシステムのセキュリティの運用管理を委託している会社等からの通報・報告
公表等の措置	次のいずれかをいいます。 ア．公的機関に対する届出または報告等（文書によるものに限りま す。） イ．新聞、雑誌、テレビ、ラジオ、インターネットまたはこれらに準じる媒体による発表または報道 ウ．被害者または被害法人に対する詫び状の送付 エ．公的機関からの通報
事前通知	サイバー攻撃が疑われる突発的な事象を被保険者が最初に発見した日の翌日から起算して30日以内、かつ、被保険者が緊急対応費用を負担する（支払を約することを含みます。）より前に、被保険者から当会社または当会社が指定した会社に対して行う、その事象の発生についての通知をいいます。
事故対応期間	被保険者が最初にセキュリティ事故等を発見した時から、その翌日以降1年が経過するまでの期間をいいます。
生体情報	個人の身体的、生物学的または行動科学的な特徴を表す識別子（指紋、網膜・虹彩、声紋、手・顔の形状等をいいます。）に基づき、特定の個人を識別することができる情報をいい、医療機関が患者等の診察・治療を目的として取得するものを除きます。

第1章 賠償責任担保条項

第1条（保険金を支払う場合—賠償責任担保）

（1）当会社は、賠償責任保険普通保険約款（以下「普通保険約款」といいます。）第1条（保険金を支払う場合）の規定にかかわらず、次の事由について被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金を支払います。

- ① ＩＴユーザー行為に起因して発生した次のいずれかの事由（②および③を除きます。）
- ア．他人の事業の休止または阻害

イ。磁氣的または光學的に記録された他人のデータまたはプログラムの滅失または破損（有体物の損壊を伴わずに発生したものに限りです。）

ウ。アまたはイ以外の不測の事由による他人の損失の発生

② 情報の漏えいまたはそのおそれ

③ 記名被保険者がコンピュータシステムにおいて提供するデータ、データベース、ソフトウェアまたはプログラムによる、文書、音声、図画等の表示または配信（記名被保険者が対価または報酬を受領して他人に提供するものを除きます。）によって生じた他人の著作権、意匠権、商標権、人格権またはドメイン名の侵害。ただし、②を除きます。

（2）当社は、（1）の事由に起因する請求が保険証券記載の保険期間（以下「保険期間」といいます。）中になされた場合に限り、保険金を支払います。

第2条（損害の範囲）

前条（1）の損害について当社が保険金を支払うのは、普通保険約款第2条（損害の範囲）の損害のうち、①、②および⑤に該当するものに限りです。

第3条（回収等の措置の実施義務）

（1）被保険者は、この保険契約において保険金支払の対象となる事由に起因する請求を受けるおそれを知った場合は、損害の拡大または発生を防止するため、遅滞なく回収等の措置を講じなければなりません。

（2）被保険者が正当な理由なく（1）に規定する義務に違反した場合は、当社は、それによって当社が被った損害の額を差し引いて、保険金を支払います。

（3）当社は、（1）の回収等の措置を講じるために要した費用に対しては、被保険者が支出したかまたは法律上の損害賠償金として負担したかどうかにかかわらず、保険金を支払いません。ただし、被害者が被保険者以外の者に回収等の措置を依頼した場合において、その依頼費用が被害者の売上高の減少を防止または軽減するために必要かつ有益と認められるときは、その費用のうち、被保険者の業務の追完または再履行に相当する費用を超える部分を除きます。

第4条（請求原因の通知）

（1）保険契約者または被保険者は、第1条（保険金を支払う場合—賠償責任担保）（1）の事由に起因する請求がなされるおそれのある原因または事由（ただし、請求がなされるおそれのあることが合理的に予想されるものに限りです。）の発生を保険期間中に知った場合は、遅滞なく、その具体的状況を当社に書面により通知しなければなりません。

（2）保険契約者または被保険者が（1）の通知を行った場合は、その原因または事由により保険期間終了後に被保険者に対してなされた請求は、次条の規定が適用される場合を除き、保険期間の末日になされたものとみなします。

(3)(2)の規定は、この保険契約が保険期間の末日までに失効または解除された場合には適用しません。

(4) 保険契約者または被保険者が正当な理由なく(1)の通知を怠った場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第5条 (1請求の定義)

同一の原因または事由に起因する一連の請求は、請求の時もしくは場所または請求者の数にかかわらず、「1請求」とみなし、被保険者に対して最初の請求がなされた時にすべての請求がなされたものとみなします。

第2章 サイバーセキュリティ事故対応費用担保条項

第6条 (保険金を支払う場合—費用担保)

(1) 当会社は、被保険者がサイバーセキュリティ事故対応費用を負担することによって生じた損害に対して、保険金を支払います。

(2) 当会社は、(1)の費用について、費用の種類ごとに、それぞれ次の場合に限り、保険金を支払います。

費用の種類	保険金を支払う場合
緊急対応費用および訴訟対応費用を除くサイバーセキュリティ事故対応費用	被保険者がセキュリティ事故等を保険期間中に発見した場合
緊急対応費用	被保険者がセキュリティ事故を保険期間中に発見し、かつ、そのセキュリティ事故について事前通知がなされた場合
訴訟対応費用	請求が保険期間中になされた場合

(3) 当会社が保険金を支払う(1)の費用(訴訟対応費用を除きます。)は、事故対応期間内に生じたものに限ります。

(4) (2)の規定にかかわらず、緊急対応費用について事前通知がなされなかった場合は、当会社は、サイバー攻撃が疑われる突発的な事象を被保険者が保険期間中に発見した場合に限り、その事象を最初に発見した日の翌日から起算して30日以内に生じた緊急対応費用を負担することによって被る損害に対して、保険金を支払います。

第7条 (セキュリティ事故等の通知)

(1) 保険契約者または被保険者は、被保険者がセキュリティ事故等を発見した場合は、すみやかにその詳細(緊急対応費用については、サイバー攻撃が疑われる突発的な事象の発生を客観的に示す内容を含みます。)を当会社に書面で通知しなければなりません。

- (2) 保険契約者または被保険者が正当な理由なく(1)の通知を怠った場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。
- (3) (1) および(2)の規定にかかわらず、訴訟対応費用については、第4条(請求原因の通知)の規定を適用します。

第8条(1事故の定義)

- (1) サイバーセキュリティ事故対応費用(訴訟対応費用を除きます。)について、同一の原因もしくは事由に起因して生じた、または同一の不正行為者もしくはそのグループによる一連のセキュリティ事故等は、発生した、もしくは発見された時・場所または被害者の数等にかかわらず、「1事故」とみなし、被保険者によって最初にセキュリティ事故等が発見された時にすべてが発見されたものとみなします。
- (2) (1)の規定にかかわらず、訴訟対応費用については、第5条(1請求の定義)の規定を適用します。

第9条(支払う保険金の額および支払限度額)

当会社は、第6条(保険金を支払う場合—費用担保)(1)の損害について、費用の種類ごとの損害の額(他人から回収することができる金銭等がある場合は、その金額を控除した額とします。)に、それぞれ下表の縮小支払割合を乗じて算出される金額(1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てます。)または下表の支払限度額のいずれか低い額をすべて合算した額が、保険証券の「サイバーセキュリティ事故対応費用(基本)」欄に記載の免責金額を超過する場合に限り、その超過額のみに対して、同欄記載の支払限度額を限度として、保険金を支払います。

費用の種類		支払限度額	縮小支払割合
緊急対応費用		保険証券の「緊急対応費用」欄記載の額・割合	
サイバー攻撃対応費用、原因・被害範囲調査費用および相談費用		保険証券の「サイバー攻撃対応費用、原因・被害範囲調査費用、相談費用」欄記載の額・割合	
コンピュータシステム復旧費用		保険証券の「コンピュータシステム復旧費用」欄記載の額・割合	
その他事故対応費用	個人情報漏えい見舞費用	保険証券の「個人情報漏えい見舞費用支払限度額」欄記載の額(被害者1名につき適用します。)	100%
	法人見舞費用	保険証券の「法人見舞費用支払限度額」欄記載の額(被害法人1法人につき適用します。)	100%

	個人情報漏えい見舞費用および法人見舞費用以外の費用	保険証券の「サイバーセキュリティ事故対応費用（基本）」欄記載の額	100%
再発防止費用		保険証券の「再発防止費用」欄記載の額・割合	
訴訟対応費用		保険証券の「訴訟対応費用」欄記載の額・割合	

第3章 共通条項

第10条（保険金を支払わない場合—その1）

（1）当会社は、普通保険約款第7条（保険金を支払わない場合）および第8条（保険金を支払わない場合）に規定する損害のほか、直接であるか間接であるかにかかわらず、次の事由に起因する損害に対しては、保険金を支払いません。なお、②および③ならびに普通保険約款第7条①および第8条③の規定の適用に関する判断は、被保険者ごとに個別に行われるものとします。

- ① 保険期間の開始時より前に発生した事由により請求を受けるおそれがあることを保険契約者または被保険者が保険期間の開始時に認識していた場合（認識していたと判断できる合理的な理由がある場合を含みます。）は、その事由
- ② 被保険者による窃盗、強盗、詐欺、横領または背任行為その他の犯罪行為。ただし、過失犯を除きます。
- ③ 次の行為
 - ア、被保険者が法令に違反することまたは他人に損害を与えるべきことを認識していた（認識していたと判断できる合理的な理由がある場合を含みます。）行為
 - イ、被保険者の指図により被保険者以外の者によって行われた行為のうち、被保険者が他人の営業上の権利または利益を侵害することを認識しながら（認識していたと判断できる合理的な理由がある場合を含みます。）行われた行為
- ④ 他人の身体の障害
- ⑤ 他人の財物の損壊、紛失、盗取または詐欺。ただし、被保険者が使用または管理する紙または磁気ディスク等の紛失、盗取または詐欺に起因して発生した情報の漏えいまたはそのおそれによる損害に対しては、この規定を適用しません。
- ⑥ 人工衛星またはこれに搭載された無線設備等の機器の損壊または機能障害
- ⑦ 核燃料物質（使用済燃料を含みます。）またはこれによって汚染された物（原子核分裂生成物を含みます。）の放射性、爆発性その他の有害な特性またはその作用
- ⑧ 被保険者の業務の結果を利用して製造された製品、半製品、部品、工作物等の財物の不具合

- ⑨ 所定の期日までに被保険者の業務が完了しないこと。ただし、次の原因によるものを除きます。

ア. 火災、破裂または爆発

イ. 急激かつ不測の事故による、記名被保険者が使用または管理するコンピュータシステムの損壊または機能停止

- ⑩ 被保険者の支払不能または破産

- ⑪ 特許権、営業秘密等の知的財産権の侵害。ただし、次の事由に起因する損害に対しては、適用しません。

ア. 第1条（保険金を支払う場合—賠償責任担保）（1）③に規定する事由

イ. 記名被保険者の業務に従事する者以外の者によって行われたサイバー攻撃により生じた情報の漏えいまたはそのおそれに起因する知的財産権の侵害

- ⑫ 記名被保険者の役員に対してなされた株主代表訴訟による損害賠償請求

- ⑬ 記名被保険者の直接の管理下にない電気、ガス、水道、熱供給、遠距離通信、電話、インターネット、電報等のインフラストラクチャーの供給停止または障害

- ⑭ 被保険者が放送業または新聞、出版、広告制作等の映像・音声・文字情報制作業を営む者として行う広告宣伝、放送または出版

- ⑮ 被保険者の資金決済に関する法律（以下「資金決済法」といいます。）に規定する暗号資産交換業の遂行に関連する事由

（2）当会社は、被保険者の業務の追完または再履行のために要する費用（追完または再履行のために提供する財物または役務の価格を含みます。）に対しては、被保険者が支出したかまたは法律上の損害賠償金として負担したかどうかにかかわらず、保険金を支払いません。

（3）当会社は、被保険者が業務の結果を保証することにより加重された賠償責任を負担することによって被る損害（これに伴って生じる費用を含みます。）に対しては、保険金を支払いません。

（4）当会社は、被保険者が支出したかまたは法律上の損害賠償金として負担したかどうかにかかわらず、罰金、科料、過料、課徴金、制裁金、懲罰的損害賠償金、倍額賠償金その他これらに類するものに対しては、保険金を支払いません。

（5）当会社は、直接であるか間接であるかにかかわらず、被保険者相互間における損害賠償請求に起因する損害に対しては、保険金を支払いません。

第11条（保険金を支払わない場合—その2）

（1）当会社は、直接であるか間接であるかにかかわらず、第1条（保険金を支払う場合—賠償責任担保）（1）①の事由に起因する損害のうち、通常必要とされるシステムテストを実施していないソフトウェアまたはプログラムのかしに起因する損害に対しては、保険金を支払いません。

- (2) 当会社は、直接であるか間接であるかにかかわらず、第1条(1)②の事由に起因する損害のうち、被保険者が他人に情報を提供または情報の取扱いを委託したことが情報の漏えいにあたるとしてなされた請求に起因する損害に対しては、保険金を支払いません。
- (3) 当会社は、直接であるか間接であるかにかかわらず、第1条(1)③の事由に起因する損害のうち、次の事由に起因する損害に対しては、保険金を支払いません。
- ① 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律もしくは不当景品類及び不当表示防止法またはこれらに類する外国の法令に違反する行為またはそのおそれのある行為
 - ② 記名被保険者による採用、雇用または解雇
 - ③ 記名被保険者の業務の結果の効能、効果、性能または機能等について、明示された内容との齟齬またはそれらの不足
- (4) 当会社は、被保険者が支出したかまたは法律上の損害賠償金として負担したかどうかにかかわらず、第1条(1)③の事由に起因する損害のうち、著作権、意匠権、商標権、人格権またはドメイン名の権利者に対して本来支払うべき使用料に対しては、保険金を支払いません。

第12条（保険金を支払わない場合—その3）

- (1) 当会社は、直接であるか間接であるかにかかわらず、生体情報の保護または取扱いに関する国内外の法または規則等の違反またはそのおそれに起因する賠償責任を被保険者が負担することによって被る損害に対しては、保険金を支払いません。ただし、第1条（保険金を支払う場合—賠償責任担保）(1)②の事由に起因する損害については、この規定は適用しません。
- (2) 当会社は、記名被保険者が資金決済法に規定する前払式支払手段を発行する者または資金移動業を営む者である場合は、直接であるか間接であるかにかかわらず、被保険者が次の賠償責任を負担することによって被る損害に対しては、保険金を支払いません。
- ① 電磁的方法により記録される金額等に応ずる対価を得て発行された証票等または番号、記号その他の符号の不正な操作または移動に起因する賠償責任
 - ② 不正な為替取引または資金移動に起因する賠償責任

第13条（責任の限度）

当会社が保険期間を通じて支払う保険金の額は、普通保険約款第4条（責任の限度）(2)および(3)の規定にかかわらず、第1条（保険金を支払う場合—賠償責任担保）(1)の規定に基づいて支払う普通保険約款第2条（損害の範囲）①、②および⑤の法律上の損害賠償金および費用、サイバーセキュリティ事故対応費用ならびにこの保険契約に付帯される特約条項に基づいて支払う保険金の額を合算して、保険証券総支払限度額（保険証券の「賠償責任」欄の「支払限度額（保険期間中）」欄記載の額と同額とします。）を限度とします。なお、普通保険約款第2条②および⑤の費用については、免責金額は適用しません。

第14条（読替規定）

（１）この特別約款においては、普通保険約款を下表のとおり読み替えます。ただし、サイバーセキュリティ事故対応費用（訴訟対応費用を除きます。）については、この規定を適用しません。

普通保険約款の規定	読替前	読替後
第４条（責任の限度）（１）	１回の事故について	１請求について
第５条（保険責任の始期および終期）（３）、第10条（通知義務）（４）および（７）ならびに第18条（重大事由による解除）（３）	発生した事故	なされた請求
第６条（告知義務）（１）、（２）および（３）③、第10条（１）および（２）ならびに第14条（保険料の精算）（２）	被保険者	記名被保険者
第６条（３）③	事故による損害の発生前	請求がなされる前
第６条（４）、第10条（４）および（７）ならびに第18条（３）	事故による損害の発生後	請求がなされた後

（２）サイバーセキュリティ事故対応費用（訴訟対応費用を除きます。）については、普通保険約款を下表のとおり読み替えます。

普通保険約款の規定	読替前	読替後
第５条（３）、第10条（４）および（７）ならびに第18条（３）	発生した事故	発見されたセキュリティ事故等
第６条（３）③	事故による損害の発生前	セキュリティ事故等が発見される前
第６条（４）、第10条（４）および（７）ならびに第18条（３）	事故による損害の発生後	セキュリティ事故等が発見された後

（３）この特別約款においては、保険料に関する規定の変更特約条項（以下「変更特約」といいます。）を下表のとおり読み替えます。ただし、サイバーセキュリティ事故対応費用（訴訟対応費用を除きます。）については、この規定を適用しません。

変更特約の規定	読替前	読替後
第２節第１条（保険料の払込方法等）（２）	初回保険料払込前の事故	初回保険料払込前になされた請求
第２節第１条（２）、第２節第５条（第２回目以降の保険料不払の場合の免責等）（１）および第４節第１	生じた事故	なされた請求

条（保険料の返還、追加または変更） （４）		
第２節第１条（３）②および（４） ①ならびに第４節第４条（保険料を 変更する必要がある場合の事故発生 時等の取扱い）（１）①、②および （２）	事故の発生の日	請求がなされた日
第２節第１条（４）ならびに第４節 第４条（１）および（２）	事故による損害	請求による損害
第３節第１条（保険料不払による保 険契約の解除）（２）および第４節第 ４条（３）	発生した事故	なされた請求
第４節第４条（５）	事故が発生した	請求がなされた
第４節第４条（５）③	事故の発生の日時	請求がなされた日時

（４）サイバーセキュリティ事故対応費用（訴訟対応費用を除きます。）については、変更特約を下表のとおり読み替えます。

変更特約の規定	読替前	読替後
第２節第１条（２）、第２節第５条 （１）および第４節第１条（４）	生じた事故	発見されたセキュリティ 事故等
第２節第１条（３）②および（４） ①ならびに第４節第４条（１）①、 ②および（２）	事故の発生の日	セキュリティ事故等が 発見された日
第３節第１条（２）および第４節第 ４条（３）	発生した事故	発見されたセキュリティ 事故等
第４節第４条（５）	事故が発生した	セキュリティ事故等が 発見された
第４節第４条（５）③	事故の発生の日時	セキュリティ事故等が 発見された日時

第15条（普通保険約款等との関係）

この特別約款に規定しない事項については、この特別約款に反しないかぎり、普通保険約款およびこの保険契約に付帯される特約条項の規定を適用します。